博多区新庁舎等整備事業に係る実施方針検討・基礎的設計等業務委託に関する 協定書(案)

博多区新庁舎整備等に係る実施方針検討・基礎的設計等業務(以下「本業務」という。)に関して、福岡市(以下「市」という。)、**AAA社**(以下「代表企業」という。)及び**BBB社**(以下「構成企業」という。)との間で、本業務に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(趣旨及び用語)

- 第1条 本基本協定は、本事業に関し、代表企業及び構成企業からなる「AAAグループ」 が公募型プロポーザル方式により契約相手方候補者として選ばれたことを確認し、本条 第3項各号に掲げる業務について、市及び各企業の各々の協力について定めることを目 的とする。
- 2 本基本協定における用語の定義は,本文中に定義される用語を除き,次の各号に従う。
- (1)「各企業」とは、AAAグループを構成するAAA社及びBBB社をいう。
- (2)「事業契約」とは、次項に掲げる契約及び協定を総称していう。
- (3) 「提案金額」とは、プロポーザルにおいて**AAAグループ**が提案した本業務に係る対 価の合計金額(消費税及び地方消費税を含まない。)をいう。
- (4) 「提案書類」とは、**AAAグループ**が本事業の公募手続において市に提出した事業提案,市からの質問に対する回答書その他全ての事業契約を締結するまでに提出する一切の書類(協議により変更された内容を含む。)をいう。
- (5)「実施要項」とは、市が本事業の事業者募集に関して公示した平成30年7月25日付けの博多区新庁舎整備等に係る実施方針検討・基礎的設計等業務実施要項(市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。)をいう。
- (6) 「本基本協定等」とは、本基本協定、業務委託契約及び提案書類を総称していう。
- 3 本業務において,市と締結を予定する契約及び相手方は,次の通りとする。

業務名	相手方
(1) DB事業者公募にかかる実施方針検討等業務委託(以下「実施方 針検討等業務委託」という。)	代表企業
(2) 基礎的設計業務委託(以下「基礎的設計業務委託」という。)	構成企業
(3) DB事業者公募手続きにかかる支援等業務委託(以下「支援等業務委託」という。)	代表企業

(市及び各企業の義務)

- 第2条 市及び各企業は、事業契約の締結及び本事業の遂行のため、相互に協力し、誠実に 対応しなければならない。
- 2 各企業は、実施要項に記載された条件等を遵守しなければならない。

3 各企業は、事業契約締結のための協議にあたり、本事業の募集手続にかかる博多区新 庁舎整備等に係る実施方針検討・基礎的設計等業務委託プロポーザル審査委員会及び市 の意見を尊重しなければならない。

(業務契約等)

- 第3条 代表企業は、実施方針等業務委託について、速やかに市と契約に係る協議を行い、 契約を締結しなければならない。
- 2 構成企業は、基礎的設計業務委託について、藤田公園の区域変更がなされた後、速やかに市と契約に係る協議を行い、契約を締結しなければならない。
- 3 代表企業は、支援等業務委託について、平成31年度予算に係る福岡市議会(以下「議会」という。)における議決がなされた後、速やかに市と契約に係る協議を行い、契約を締結しなければならない。
- 4 市は,支援等業務委託について,平成31年度予算に当該予算が計上されなかった場合, 当該契約を締結しないことができる。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず,各契約の締結前に,本事業に関し,各企業のいずれかが実施要項において定められた参加資格を欠くこととなった場合,市は,当該企業に書面で通知することにより,事業契約を締結しないことができるものとする。この場合において,当該企業は,市の請求に基づき,本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を負うものとする。なお,当該違約金の定めは,損害賠償額の予定ではなく,債務不履行により市が被った損害のうち,当該違約金により填補されないものがあるときは,その部分について市が当該企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(損害賠償等)

第4条 市及び各企業は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。

(業務契約の不成立)

- 第5条 市及び各企業のいずれの責めにも帰すべきでない事由により事業契約の締結に至らなかった場合 (議会において平成31年度予算議案が否決された場合を含む。), 既に市と各企業が本事業の準備に関して各自が支出した費用は, 各自が負担するものとし, 市及び各企業は, 事業契約の締結に至らなかったことに起因する債権, 債務が相互に存在しないことを確認する。なお, この場合において各企業に損害を生じた場合においても, 市は当該損害を賠償する責めを負わないものとする。
- 2 代表企業が、支援等業務委託について、正当な理由なく事業契約を締結しない場合には、代表企業は、市に対して、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の5に相当する金額の違約金を支払う義務を負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該事業契約の不締結により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市

が各企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(有効期間等)

- 第6条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から、全ての事業契約が締結 される日までの期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、いずれかの事業契約が締結に至らなかった場合又はいずれかの事業契約が解除された場合には、事業契約の締結不調が確定した日又は事業契約が解除された日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、前条、第8条及び第9条の規定は有効に存続し、市及び各企業を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず,本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しく は責任又は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した 義務若しくは責任は,本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(基本協定の解除)

- 第7条 前条の定めにかかわらず、本基本協定締結後、全ての事業契約が締結されるまでの間、各企業のいずれかが次のいずれかの事由に該当する場合、市は、各企業に書面で通知することにより、本基本協定を解除することができる。
 - (1) 本事業の募集手続きに関して第3条第5項に該当する場合
 - (2) 本基本協定のいずれかの規定に違反した場合において,市が相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず,当該相当期間内に当該違反が是正されない場合
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合において、市が別途請求したときは、各企業は、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の1 に相当する金額の違約金を市に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがある場合には、その部分について市が各企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(秘密保持)

- 第8条 市及び各企業は、本基本協定又は本事業に関連して受領した秘密情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、市及び各企業は、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による確認なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は各企業のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 市及び各企業が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により 確認した情報
- 3 市は,前2項の規定にかかわらず,本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し,法令その他市の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第8条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠するものとする。
- 2 市及び各企業は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を福岡地方裁判所とすることに合意するものとする。

(誠実協議)

第9条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定について疑義が生じたときは、その都度、市及び各企業が誠実に協議の上、決定するものとする。

この協定書の証として、本書の原本3通を作成し、市及び各企業記名押印の上、各自1 通を保有するものとする。

平成30年9月 日

市

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市長 髙島 宗一郎

AAAグループ

代表企業



構成企業

